

令和7年度「チャレンジ!脱炭素社会」普及・啓発事業等業務委託

仕様書

1. 委託事業名

令和7年度「チャレンジ!脱炭素社会」普及・啓発事業等業務委託

2. 事業目的

福岡市は、世界や日本がめざすカーボンニュートラルに積極的に貢献するため、「2040 年度温室効果ガス排出量 実質ゼロ」へのチャレンジを掲げて、脱炭素社会実現に向けた様々な取り組みを進めている。

脱炭素に係る普及・啓発事業として、市民向け、事業者向けを対象とし、年代や関心度などのターゲット、セグメントごとに効果的な広告や投稿、SNS の活用、その他プロモーション等の広報啓発を実施し、市民・事業者の自発的な脱炭素行動の実践に繋げ、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの行動変容を促進するため、本件委託事業を実施するもの。

3. 履行期間

契約締結の翌日 ～ 令和8年3月31日まで

4. 履行場所

福岡市環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課

5. 委託内容

採択された企画提案書をベースに委託上限額の範囲内において、脱炭素社会推進部との協議の上、企画書を策定することとし、概ね以下の内容に取り組むこととする。

(1) 全体設計

- ・ 使用する広報媒体やプロモーションの実施期間等を示した広報計画の提案、また企画の効果・影響が計れるKPIを設定すること。
- ・ 広報物等の制作も含めた全体スケジュールと実施体制を構築すること。

(2) プロモーションの企画・実施

- ・ (1)で示す広報計画に沿って、「プロモーション企画を提案」し、実施すること。
- ・ プロモーションを実施するにあたって、新たに広告データや記事、動画等を制作する場合、制作に係る費用や業務（取材、撮影、素材の入手など）も本業務に含むものとする。ただし、動画・イラスト等、脱炭素社会推進部が既に入手している素材については、必要に応じて提供する。
- ・ 本市が示す「脱炭素に繋がる各種行動※」へ誘導する広報企画を実施すること。
※市政だより7月1日号同時印刷物「チャレンジ!脱炭素」掲載内容

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/s-suishin/hp/documents/douziinsatsubutsu.pdf>

- ・ 「若者世代やシニア世代を対象としたカーシェアリングTMの促進」の企画提案は必須とする。

- ・「エコ・ウェイブ・ふくおか会議※行動宣言2025」を広く市民・事業者へ周知するポスターを制作すること。（版下作成、B3版、片面カラー4色、90枚、4つ折りで納品）
- ※「エコ・ウェイブ・ふくおか会議」：主要な事業者・団体が、福岡のまちの温暖化対策に向け、自主的・自発的な取り組みを進めることを目的として設立した組織
- ・環境局が管理する情報発信ツール Instagram「福岡市の環境」の使用については、受託者は原稿データ（画像、動画も含む）の投稿・掲載までを行うものとする。
- ・プロモーションの結果については、集計・分析を行い、報告書にまとめ納品すること。

(3) 追加提案項目の実施

上記(2)以外の『脱炭素の取り組みへの理解・共感』を促す追加提案を行った項目の実施

(4) 報告書の作成

- ・本業務の実施内容と結果の報告書を作成すること。
- ・報告書の作成後、脱炭素社会推進部に対して内容の説明を行うこと。

6. 著作権の取扱い

本委託によって得られた成果物及び本委託の履行過程で得られたデータ等（写真、図表含む）の著作権は福岡市に帰属します。受託者は成果物等について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証し、万一第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受託者が負うものとします。

7. 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

①基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

8. 再委託について

- ・ 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部を再委託する場合であって、事前に書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・ 本仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- ・ 本業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

9. その他

- ・ 本業務の実施にあたっては、脱炭素社会推進部と十分協議・連絡をとりながら業務を遂行すること。
- ・ 本業務の目的達成のために脱炭素社会推進部が求める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、脱炭素社会推進部との協議の上、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、脱炭素社会推進部と協議の上、決定する。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（1）個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（2）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（3）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（5）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- ・ 個人情報 を 正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、規定する罰則が適用される場合があること。
- ・ 上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・ 従業者の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。